

串間市民総合体育館及び串間市総合運動公園

指定管理者募集要項

令和8年8月

串 間 市

目 次

1	施設の設置目的	1
2	施設の概要	1
3	管理運営方針	2～3
4	指定管理者が行う業務の範囲	3
5	指定管理者の指定の予定期間	3
6	公募に必要な資格条件等	3～4
7	管理基準	4～6
8	管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準	6
9	指定管理料の上限額及び委託料の精算	7
10	モニタリングの実施	7
11	管理業務に関し、市が費用を負担する範囲及び 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲	7～8
12	申請の手続き	8～9
13	申請書類の受付	9
14	申請における留意事項	9～10
15	説明会及び施設見学会	10～11
16	指定管理者候補者の審査・選定等	11～13
17	指定管理者との協定の締結	13
18	事業の継続が困難となった場合における措置	14
19	その他管理運営にあたっての留意事項	14
20	業務の引き継ぎ	14
21	スケジュール	15
22	添付資料・様式	15
23	提出先及び連絡先	15
別表	リスク分担表	16

串間市民総合体育館及び串間市総合運動公園指定管理者募集要項

串間市民総合体育館（以下、体育館という。）及び串間市総合運動公園（以下、運動公園という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定及び串間市民総合体育館の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年串間市条例第 40 号）第 13 条並びに串間市都市公園条例（昭和 52 年串間市条例第 38 号）第 15 条の規定に基づき、住民サービスの向上と経費の節減を図り効率的な管理運営を行うため、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の設置目的

体育館及び運動公園は、市民の健康と体力維持増進を図り、健康で文化的な生活の向上に資することを目的としたスポーツ・レクリエーション活動施設です。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 串間市民総合体育館（旧中央公民館分館跡地含む）
 串間市総合運動公園
- (2) 施設の所在地 〒888-0001
 串間市大字西方 9050 番地 （体育館）
 串間市大字西方 9080 番地 1（運動公園）
- (3) 施設の概要
- ①体育館 (昭和 52 年 12 月設置)
- | | | |
|---------|----------------|---|
| ・ 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 | |
| ・ 敷地面積 | 全体面積 | 7,525.00 m ² (別途、旧中央公民館分館跡地含む) |
| ・ 建物の面積 | 本館 1 階 | 2,053.00 m ² |
| | 本館 2 階 | 680.50 m ² |
| | 別 館 | 660.50 m ² |
| | 合 計 | 3,394.00 m ² |
- ②運動公園 (昭和 52 年 10 月設置)
- | | | |
|---|---------|------------------------|
| | 全体面積 | 188,400 m ² |
| ア | 野球場 | 21,700 m ² |
| イ | プール | 4,600 m ² |
| ウ | 多目的運動場 | 22,500 m ² |
| エ | テニスコート | 2,550 m ² |
| オ | 投球練習場 | 355 m ² |
| カ | 陸上競技場 | 28,760 m ² |
| キ | 室内体育施設 | 2,722 m ² |
| ク | 草スキー場 | 1,466 m ² |
| ケ | 展望所 | 79 m ² |
| コ | 弓道場 | 585.41 m ² |
| サ | トレーニング室 | 174.85 m ² |

3 管理運営方針

(1) 管理

施設・設備の管理及び人事管理等について広範に検討の上、統計的に分析・分類し、管理手法等について独自のマニュアルを作成の上、管理業務を行うこと。

(2) 費用対効果

① 概要

最小限の経費で最大限の効果を得ることができるような施設の維持管理及び運営を行うこと。

② 経常的な経費（光熱水費、通信運搬費等）

不在時の確実な消灯、冷暖房設備の適切な運用等により、経常的な経費の節減を図ること。

③ 施設・設備の維持

過度の投資を避け又耐用年数の延長を図るため、専門的見地から所管する課等と常に連携を図りながら的確かつ計画的に行うこと。

(3) 自主事業等

実施時期、事業内容、関係機関及び団体等との連携などを十分に事前調査し、限られた予算内で効果的な事業を実施し、その効果は数値上で評価できるよう努めること。

(4) 施設の効果的運用

体育館及び運動公園は、市民の利用に供し、スポーツ・レクリエーションの場を提供すること、また自主事業の効果的な実施などにより、既存の施設設備の機能を最大限に活かし、串間市（以下「市」という。）のスポーツ振興発展に資する運用を行うこと。

(5) サービス

指定管理者は、施設利用者に対し、親切丁寧な接遇の実施及び各種施設の機能、特徴及び使用上の制限・注意等についての十分な事前説明を行うこと等により十分なサービスを提供すること。それにより、施設利用者の再利用の機会が増えることが期待されます。

(6) 環境への配慮

施設の管理運営にあたっては、廃棄物の発生の抑制及びリサイクルの推進、再生紙等の再生品及び環境負荷の低減に資する物品等の購入により環境への配慮を行うこと。

(7) 施設の公正・公平性の確保

施設の利用に際しては、公正・公平性を確保すること。

(8) 法令等の遵守

業務を遂行する上で必要な関係法令及び条例を遵守し適正な管理業務を行うこと。

- ・都市公園法（昭和 31 年 4 月法律第 79 号）
- ・都市公園法施行令（昭和 31 年 9 月政令第 290 号）
- ・串間市民総合体育館の設置及び管理に関する条例（昭和 52 年 12 月串間市条例第 40 号）

- ・串間市民スポーツセンター管理規則（昭和 53 年 1 月教育委員会規則第 1 号）
- ・串間市都市公園条例（昭和 52 年 10 月串間市条例第 38 号）
- ・串間市都市公園条例施行規則（昭和 54 年 8 月串間市規則第 14 号）
- ・串間市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 16 年 7 月串間市条例第 19 号）
- ・串間市使用料及び手数料条例（昭和 39 年 3 月串間市条例第 11 号）
- ・地方自治法（第 244 条、第 244 条の 2）
- ・地方自治法施行令（第 158 条）
- ・労働基準法等
- ・その他関係法令

4 指定管理者が行う業務の範囲

（1）管理業務

- ① 施設・設備の維持管理及び修繕に関する業務
- ② 利用の受付事務に関する業務及び利用の許可に関する業務
- ③ 管理運営に付属する業務
- ④ その他管理運営に必要な業務

（2）利用促進に関する業務

- ① 利用促進・広報・PR に関する業務
- ② スポーツ合宿受入れに関する業務

（3）自主事業及びサービス改善提案事業

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務に支障がない範囲で、自主事業及びサービス改善提案事業を行うことができます。

5 指定管理者の指定の予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）とする。

指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

6 公募に必要な資格条件等

（1）市と仮協定を締結する日（10月下旬）までに、市内に事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。法人格の有無は問わないが、個人での申請はできません。

（2）団体等が次の事項に該当しないこと。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 市において懲戒免職等の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、取消し処分を受けた日から 2 年を経過しない者

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ⑥ 市から指名停止処分を受けている者
 - ⑦ 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）、県税及び市税を滞納している者（法人及びその役員、法人でない団体の構成員）
 - ⑧ 市の公共料金等（使用料、負担金等）を滞納している者（法人及びその役員、法人でない団体の構成員）
 - ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ⑪ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
 - ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
 - ⑬ 市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑭ 市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等（市長が無限責任社員等で、市が資本金、基本金その他これに準ずるもので二分の一以上出資している法人及び外郭団体等は除く。）
- (3) 複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意すること。
- ① グループの代表となる法人等を定めること。
 - ② 代表となる法人等以外のものは、グループの構成員として扱います。
 - ③ 単独で申請した法人等は、グループ申請の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員になることもできません。
 - ④ グループを構成するすべての法人等は、上記「6 公募に必要な資格条件等」（1）及び（2）の要件を満たす必要があります。
- (4) 令和8年9月7日（月）に実施する説明会（「15 説明会及び施設見学会」参照）に必ず参加すること。参加されない法人等は応募資格がないものとします。（説明会の途中退席も不可とします。）

7 管理基準

(1) 開館時間及び休館日

開館時間 体育館・・・午前9時～午後10時

運動公園・・・午前6時～午後10時

（※プール 午前9時～午後5時：6月20日～9月10日まで）

（ただし、所長が必要があると認めるときは、臨時に変更することができます。）

休館日 体育館・・・年末年始（12月29日～1月3日）

運動公園・・・年末年始（12月29日～1月3日）

(ただし、所長が必要があると認めるときは、臨時に開館日・休館日を設けることができます。)

- (2) 指定管理者は、関係法令等の要件を満たし、常に施設の利用に支障のないように管理すること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスの提供及び安全性の配慮を行うこと。
- (4) 効率的かつ効果的な運営を行い、管理運営に反映させること。
- (5) 施設、付帯設備及び備品等の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (7) 使用料の徴収

指定管理者は、地方自治法施行令第 158 条の規定に基づき、市と使用料徴収事務委託契約を締結し、施設及び備品の利用許可に基づく使用料を徴収し、市の指定した金融機関に払込むこと。なお、公の施設であることを念頭において、公平な運営を行い、施設使用料の収受を適正かつ厳正に行うこと。また、使用料徴収及び収納事務の取扱いについては、市と指定管理者との間で別途協議の上定めるものとします。

- (8) 個人情報の保護

指定管理者には、串間市個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 16 年串間市条例第 19 号）により、体育館及び運動公園の管理運営を行うにあたって取り扱う個人情報の保護のために、個人情報の適正な取扱いの義務が課せられる。具体的には協定で定め、それにより個人情報の保護を図ること。

- (9) 文書の管理・保存

指定管理者が、指定管理者としての業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、別途指定管理者において規定を定め、適正に管理・保存すること。なお、指定期間終了時には、市の指示に従って引き渡すこと。

- (10) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度 2 月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出すること。

- (11) 事業報告書の提出について

- ① 指定管理者は、管理業務報告書を毎月終了後に作成し、市に翌月の 10 日までに提出すること。
- ② 指定管理者は、毎会計年度終了後、協定書に定める日以内に事業報告書を提出すること。
- ③ 指定管理者は、経営の健全化を証するため、指定管理者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）その他関係法令で求められる計算書類、監査報告書を、指定管理者の毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に市に提出すること。

- (12) 目的外使用許可

使用許可等の権限については指定管理者に付与しますが、目的外使用の許可権限については、地方自治法上、市が引き続き有することとされているため、指定管理者が権限を行使できません。（例：自動販売機の設置など）

(13) 感染症等の対応について

感染症等の対応については、その業務について協力し、費用等生じるものについては指定管理者と市で協議により決定すること。

(14) 障がい者への対応について

指定管理者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」及び「串間市言語としての手話の理解の促進及び手話等の普及に関する条例（令和4年3月23日串間市条例第5号）」に則った対応をすること。

(15) 災害時等の施設使用の協力体制について（地震、風水害、その他の災害等）

指定管理者は、災害等が発生、又は発生することが予想される場合には、指定管理者の職員等は、次のとおり協力すること。

① 勤務時間内の場合

速やかに市に施設の被害状況を報告し、災害時等の使用目的として施設を使用できるよう、施設・設備の管理保全、キャンセル対応等を行うこと。

② 勤務時間外の場合

勤務時間外においては、市職員が施設に参集し、被害状況報告や受入場所の確保等を行います。また、施設の開閉、物資の受入、協力内容については、指定管理者と市で協議のうえ協力して行ってください。

(16) ドクターヘリ、防災ヘリの離着陸の対応について

陸上競技場は、ヘリの離着陸場所に指定されています。離発着に伴う対応内容について、市消防署（Tel72-0297）と事前に連絡体制を構築すること。離発着に伴う対応内容については、陸上競技場の開閉や利用者等への一時利用中止の協力依頼、大会開催等による離発着の不可の情報伝達などがあります。

(17) その他

管理の基準の細目については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

8 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準

(1) 業務に支障が生じないよう、所長1名、副所長1名、公園作業員7名、プール監視員4名の体制を基本に配置すること。（市内の雇用を優先とすること。）

(2) 所長・副所長は、施設の管理運営に必要な知識を有し、施設の運営に力量を有する者を配置すること。（これまでの利用者が求める整備水準をみたす技能を有する者。）

(3) 公園作業員は直接雇用とします。

(4) 事業運営を円滑に進めるため、安定的な人員体制を継続すること。

(5) 職員が変更になる場合は、事前に市に報告すること。

(6) 防火管理者の資格保有者を配置すること。

(7) 第三種電気主任技術者を配置するか、または業務委託すること。

(8) プールの安全標準指針（文部科学省等）に基づきプール管理責任者等配置し、運営すること。

9 指定管理料の上限額及び委託料の精算

(1) 指定管理料の上限

体育館及び運動公園の指定管理料は、下記に定める上限額の範囲内で、応募事業者が提案して、市と協議のうえ決定した額を支払います。

なお、上限額を超える提案があった場合には、失格とします。

令和 9 年度	63,138,000 円 (消費税額 10%を含む)
令和 10 年度	65,200,000 円 (消費税額 10%を含む)
令和 11 年度	66,984,000 円 (消費税額 10%を含む)
合計	195,322,000 円 (消費税額 10%を含む)

ただし、指定管理料については、毎年度ごとに「年度協定書」において定めるものとします。

(2) 委託料の精算

指定管理料は、基本的には精算（返還）の義務はありません。ただし、管理業務の一部を第三者に委託した入札残の剰余金については、「19 その他管理運営にあたっての留意事項」のとおりとします。逆に、管理経費が増大して、指定管理料が不足した場合でも、市から補填は行いません。

また、預金利子は、指定管理者に帰属します。

しかし、指定管理者が得る利益が指定管理者の管理業務と経理の状況から客観的に過大と認められるような場合や正常な業務を遂行しなかった場合には、指定管理料の見直しや市への返還について、市と指定管理者が協議して適切な対応をとることとします。

10 モニタリングの実施

市は、指定管理者によって提供される次の 3 項目について、別途定めた串間市指定管理者制度運用指針に基づくモニタリングを実施します。

- (A) 業務の履行状況の確認
- (B) サービスの質に関する評価
- (C) サービス提供の継続性・安定性に関する評価

11 管理業務に関し、串間市が費用を負担する範囲及び指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 市が費用を負担する範囲

- ① 施設の大規模改修及び施設、設備、備品の 10 万円以上の修繕
- ② 施設の保険料（建物損害共済保険：災害等による補償）
- ③ 備品購入
- ④ その他法令等により市が当然支出しなければならない関係費用

(2) 指定管理者が費用を負担する範囲

指定管理者は、上記（1）に関する以外の費用を指定管理料の中から負担すること

(3) 指定管理者が危険を負担する範囲

- ① 別添のリスク分担表によるものとするが、必要に応じて協議するものとします。

- ② 体育館及び運動公園の施設及び設備が使用に耐えなくなった場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償するものとします。
- ③ 指定管理業務に従事する者に対する業務中、通勤時の保険については、指定管理者がその費用を払い加入しなければならないものとします。(車両事故含む)
- ④ 体育館及び運動公園の維持管理運営において、指定管理者が第3者に対し損害を与えた場合、その原因が指定管理者の責めに帰すべきものであるときまたは施設の不備等により第3者に損害を与えた場合、指定管理者は、自らの費用、責任によりその賠償の任にあたらなければならないものとします。(指定管理者賠償責任保険に加入すること)
- ⑤ 自動車保険については、指定管理者が加入し、責任によりその賠償の任にあたらなければならないものとする。ただし、不可抗力による損傷または経年劣化による車両の損傷については、リスク分担表の不可抗力及び施設や設備の損傷の取扱とします。

【任意保険の最低補償基準】

対人賠償・対物賠償	無制限
車両保険	原価相当額

12 申請の手続き

(1) 申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができます。

- ① 指定管理者指定申請書(様式第3号)
- ② 事業計画書(様式第4号)
- ③ 収支予算書(様式第5号) 3年間の収支予算書を作成すること。
- ④ 自主事業計画書(様式第6号) 3年間の計画書を作成すること。
- ⑤ 自主事業予算書(様式第7号) 3年間の収支予算書を作成すること。
- ⑥ 申請資格を有していることを証する書類
 - ア 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表の住民票の写し(代表者が外国人である場合は、在留カードの写し)
 - ウ 法人等概要書(設立趣旨、沿革、事業内容及び組織に関する事項: 様式第8号)
 - エ 活動実績を証明する書類
 - ・法人の場合は直近3事業年度における貸借対照表、損益計算書及び営業報告書
 - ・法人以外の団体の場合は、直近3事業年度における収支決算書及び事業報告書
 - オ 誓約書(様式第9号)
 - カ 法人等の役員名簿(様式10号)
 - キ 管理運営等の体制を記載した書類(様式第11号)
 - ク 国税、県税及び市税等の未納がないことの証明書(法人、法人の役員個人、グループ申請の場合は構成員全員)

- (2) グループ申請の場合は、上記書類に加え次の書類を提出すること。

- ① 委任状（様式第12号）
- ② グループ協定書（出資比率、組織、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し（任意様式）
- ③ グループの構成員を記載した書類（任意様式）
- ④ 代表者の印鑑証明書（構成員が法人でない場合）

13 申請書類の受付

（1）受付

- ① 受付期間 令和8年9月15日（火）～令和8年9月25日（金）まで
ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除きます。
- ② 受付場所 「23 提出先及び連絡先」に提出すること。
- ③ 提出方法 FAX、メールは不可とし、持参を原則とし、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
なお、郵送の場合は簡易書留等の確実な方法をとることとし、令和8年9月25日（金）午後5時15分必着です。
- ④ 提出部数 正1部 副11部（複写可）の計12部

（2）質問・回答

募集要項の内容について不明な点がある場合の質疑応答については、下記のとおりです。

- ① 受付期間 令和8年9月1日（火）から9月10日（木）まで
- ② 回答期日 令和8年9月7日（月）から9月14日（月）まで
- ③ 受付方法 質問書（様式第2号）に必要事項を記入のうえ、市FM戦略課資産経営係に提出すること。（電子メールで提出し、確認の電話をすること。口頭もしくは電話での問い合わせには一切応じません。）
- ④ 回答方法 質問事項を集約し、公平を期すため、すべての説明会参加法人等あてに電子メールにて回答します。

14 申請における留意事項

（1）失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合はその者を審査の対象から除外します。

- ① 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ② 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合（ただし、申請書類に軽微な不備がある場合に限り、市が期限を定め、補正を認めることとします。）
- ③ 申請書類提出期限後に事業内容を変更した場合
- ④ 複数の事業計画書を提出した場合
- ⑤ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑦ 市が支払う指定管理料について、上記「9 指定管理料の上限額」を超える提示をした場合

- ⑧ 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員に対し接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
- ⑨ その他不正行為があったと市が認めた場合

(2) 申請書類の取り扱い

① 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

※ ただし、市は、指定管理者候補者選定結果の公開に必要な場合、その他市が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、指定管理者候補者選定結果の公開に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を使用できるものとします。

② 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

③ 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、受付期間終了後、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。（ただし、申請書類に軽微な不備があり、市が補正を認めた場合は除きます。）

④ 書類の言語

申請書類に使用する言語及び通貨、単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位とすること。

⑤ 返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定手続き終了後、3カ月間に限り申請者に返却する。なお、返却するのは原本のみとします。

(3) 申請の辞退

申請書類を提出後、辞退する場合は辞退届（様式第13号）を提出すること。

(4) グループ申請の取り扱い

グループ申請の場合、代表となる法人等及び構成員の変更は認めないものとします。

(5) 申請にあたっての費用

申請にあたって必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

15 説明会及び施設見学会

下記のとおり業務内容を含め、説明会及び施設見学会を行います。

- (1) 日時 令和8年9月7日（月）、午前10時から
- (2) 場所 串間市総合運動公園陸上競技場 会議室
住所：串間市大字西方 9080 番地 1
- (3) 参加人数 各団体等2名以内

- (4) 申込方法 説明会参加申込書(様式第1号)に記入のうえ、令和8年9月4日(金)午後5時までに市FM戦略課資産経営係に電子メールにて提出すること。提出した後、必ず確認の電話をすること。

※ 指定管理者の申請をする場合は、この説明会に出席することが条件となります。

16 指定管理者候補者の審査・選定等

(1) 指定管理者選定委員会による審査

①「申間市指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、申請者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、申請書類の内容、プレゼンテーションやヒアリング等の結果により審査を行い、指定管理者候補者(及び次点者)を選定します。

② 体育館及び運動公園の管理を行う指定管理者として最低限必要な基準点(以下、「最低基準点」)を設定することがあります。

最低基準点を設定している場合、最低基準点を満たしている団体等がない場合には、再公募となります。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの開催期日

令和8年10月中旬予定 ※調整後、関係者には改めて通知します。

(3) 審査項目

選定基準	審査項目	審査内容
1 施設の設置目的の確実な実施が見込まれること。	(1) 基本方針	ア 体育館及び運動公園の設置目的、業務内容を把握し、指定管理者となる意義や責任等を認識しているか。
2 関係法令等を遵守した安全管理がなされていること。	(1) 計画性と事故等対応能力	ア 防犯・防災対策が計画され、災害・事故等、緊急時の連絡体制や関係機関への通報体制は整備されているか。 イ 事故処理能力、損害賠償能力は十分か。
	(2) 従業員等の管理及び教育	ア 管理運営において、責任者の確保及び従業員管理は十分か。 イ 従業員等の勤務体制及び教育(コンプライアンス含む)・訓練の実施計画は示されているか。
	(3) 施設管理	ア 施設の整備点検計画及び管理体制は適切か。 イ 各種大会の受け入れに支障がない内容となっているか。 ウ プールの安全管理運営について
3 利用者の利便性・安全性を確保できること。	(1) 利用者への対応	ア 接客サービス向上についての訓練等が計画されているか。 イ 学校・高齢者・障がい者等への配慮は十分か。 ウ 利用者への安全性の配慮はされているか。

	(2) 情報提供及び苦情処理等	ア 利用者への施設予約状況等情報提供の仕組み及び手法に工夫はあるか。 イ 苦情（問い合わせ）等への対応、処理体制は十分か。
4 施設の効果的かつ効率的な管理運営を実現し、利用促進が図れること。	(1) 利用促進	ア 利用促進につながる取り組みの提案があるか。 イ 広報、誘客対策について実現の可能性や効果が高いものとなっているか。 ウ スポーツイベントや教室等の自主事業による施設利用の取り組みはあるか。
5 管理を安定して行う物的・人的能力を有すること。	(1) 組織の安定性	ア 経営理念や方針は、指定管理者としてふさわしく、管理運営が可能な財政的基盤を有しているか。 イ 類似施設の管理運営等における実績があるか。
	(2) 管理運営体制	ア 業務遂行に必要な体制であり、指揮系統は明確にされているか。 イ 責任者や有資格者の配置など、業務遂行に必要な人員配置であるか。 ウ 人員確保の方法に実現性があり、職員の人材育成計画が示されているか。
6 公平公正・平等な利用者対応が図られること。	(1) 平等利用の確保	ア 管理運営の基本方針が、設置目的や利用者の平等な利用の確保に基づいたものか。
	(2) 関係団体との連携	ア 競技団体等との連携がしっかり取られたものであるか。 イ 各種競技大会間の調整及び競技団体等の平等な利用の確保が図れるか。
7 環境保全等	(1) 環境保全	ア 省エネルギー・地域環境保護への取り組みが示されているか。
8 個人情報の取り扱いを適切に行うこと。	(1) 個人情報保護	ア 個人情報を保護するための体制や研修などが確保されているか。また、万一個人情報が流出した場合等の対応は。
9 適切な収支計画の策定、経費削減への取り組みを行うこと。	(1) 経済性	ア 提案額は妥当か。 イ 収支計画は適切か。 ウ 経費削減を図るための取り組みについて、実現可能性が高くコスト削減により業務の質が低下するおそれはないか。 エ 経費削減を行いつつも、地元雇用や物品調達、再委託先など地域との連携について提案されているか。

(4) 審査結果の通知及び公表

選定委員会における優秀者の選定結果に基づき、市長が指定管理者の候補者（及び次点者）を決定します。なお、候補者（及び次点者）の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。

(5) 公表時期

令和8年10月下旬予定

(6) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として決定された法人等は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

なお、指定の議案は、令和8年12月議会に提案する予定です。市議会の議決が得られなければ不合格となりますが、その場合、市は一切の賠償責任を負いません。

(7) 審査結果等の通知及び情報の公開

申請者の名称や申請書類等は申間市情報公開条例（平成12年申間市条例第58号）に基づく情報公開の対象となりますので、次により公開します。

① 申請者数

申請書類の受付期間終了後、申請者数について公開します。

② 申請者の名称・評価点数等

指定管理者候補者（及び次点者）の決定後、候補者（及び次点者）の団体等名称、採点結果（ただし、候補者（及び次点者）以外の団体等名称は非表示）、施設名、指定の期間、配点及び選定理由について、公開します。

③ 申請書類

指定管理者候補者として選定された申請者の申請書類の内容は、原則、公開します。ただし、個人情報に関する部分は、非公開とします。

17 指定管理者との協定の締結

市は、「9 指定管理料の上限額及び委託料の精算」（1）で定める指定管理料の上限額の範囲内で、指定管理者として指定された法人等と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結します。

指定管理者の指定後、市と指定管理者は、指定期間中の包括的事項を定めた「基本協定」及び各年度の詳細事項を定めた「年度協定」を二段階に分けて締結します。その際、指定管理者として指定された法人等（議決前の候補者を含む。以下同。）が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。上記事由のほか、指定管理者として指定された法人等の辞退等により、協定の締結に至らなかった場合は、次点者を指定管理者候補者として選定することができるものとします。

なお、次点者は、市と候補者が基本協定書を締結した時点で、その地位を失うものとします。

18 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が体育館及び運動公園の管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

(2) 不可抗力による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について市と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、市は、その指定を取り消すことができます。

19 その他管理運営にあたっての留意事項

(1) 業務の委託

- ① 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、市の承認を得て委託することができます。
- ② 指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託する場合において、委託料が予定価格を下回った場合には、その余剰金は人件費に流用することはできないものとし、市と協議のうえ、市民サービスの向上に直接寄与できる経費等（自主事業等）に充当することができます。
- ③ 前項の規定において、充当できる金額は予定価格の20%以下とし、それを上回る額は市に返還するものとします。
- ④ 指定管理者は、各種業務を第三者に委託する場合においては、機会均等、透明性及び公平性を確保するため、競争入札等の契約方法により行うものとします。

(2) 協定締結前の取り扱い

指定管理者候補者又は指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者の指定を行わない、又は締結をしないことがあります。

- ① 「6. 公募に必要な資格条件等」に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- ② 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(3) 連絡調整会議の設置

指定管理者と市は、管理業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため、「連絡調整会議」を設置し、四半期毎に最低1回は会議を開催し運営するものとします。

20 業務の引き継ぎ

指定管理者として選定された者は、指定管理期間が終了するときは、管理運営業務のなかで取得、整理した情報・データ等について厳重に保管し、次期の指定管理者として選定された者に、その全てを速やかに引き継ぐこと。なお、引き継ぎに要した費用は、全て現指定管理者が負うものとします。

21 スケジュール

(標記の無い表中の年次は全て令和8年)

項 目	日 程
① 公募の周知及び募集要項の配付	8月24日(月)～9月25日(金)
② 説明会(陸上競技場会議室)	9月7日(月)10時から
③ 質問の受付期間	9月1日(火)～9月10日(木)
④ 質問への回答	9月7日(月)～9月14日(月)
⑤ 申請書類の受付期間	9月15日(火)～9月25日(金)
⑥ 提案審査(プレゼンテーション)	10月中旬
⑦ 候補者の選定	10月下旬
⑧ 選定結果の通知及び公表	10月下旬
⑨ 仮協定書の締結	10月下旬
⑩ 指定議案の市議会での審議・議決	11月下旬～12月下旬
⑪ 協定の締結	12月下旬
⑫ 業務開始	令和9年4月1日(木)

22 添付資料・様式

- (1) 説明会参加申込書(様式第1号)
- (2) 質問書(様式第2号)
- (3) 指定管理者指定申請書(様式第3号)
- (4) 事業計画書(様式第4号)
- (5) 収支予算書(様式第5号)(3ヶ年分提出すること。)
- (6) 自主事業計画書(様式第6号)
- (7) 自主事業予算書(様式第7号)
- (8) 法人等概要書(様式第8号)
- (9) 誓約書(様式第9号)
- (10) 役員名簿(様式第10号)
- (11) 管理運営等の体制を記載した書類(様式第11号)
- (12) 委任状(様式第12号)
- (13) 指定管理指定申請の辞退届(様式第13号)
- (14) 串間市民総合体育館・串間市総合運動公園業務仕様書

23 提出先及び連絡先

〒888-8555

宮崎県串間市大字西方5550番地

串間市 FM戦略課 資産経営係

電話 0987-66-0106

Email kanzai@city.kushima.lg.jp

別表

リ ス ク 分 担 表

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
公募に係るリスク	応募費用に関するもの		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	施設管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
施設や設備の損傷	経年劣化によるもの(小規模のもので10万円未満の修繕費)		○
	経年劣化によるもの(指定管理者の責めに帰することができない損傷で、上記以外のもの)	○	
	第三者行為により生じたもので、相手方が特定できないもの(小規模なもので10万円未満の修繕費)		○
	第三者行為により生じたもので、相手方が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
書類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
支払遅延	経費の支払遅延(市→指定管理者)によって生じた事由	○	
	経費の支払遅延(指定管理者→業者)によって生じた事由		○
展示物、資料等の損傷	指定管理者の責めに帰する事由によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(10万円未満の修繕)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(10万円以上の修繕)	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害(犯罪や事故等の発生)を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
個人情報の漏えい			○
事業終了時の費用	指定管理者の指定期間終了した場合、又は指定取り消した場合の撤収の費用		○